

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 2 第 2 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり雨水出水浸水想定区域を指定したので、同条第 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、上越市都市整備部下水道建設課及び柿崎区総合事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

上越市長 中 川 幹 太

- 1 雨水出水浸水想定区域を定める公共下水道（雨水）区域
上越処理区
大潟処理区
柿崎処理区
- 2 指定の区域
別図、公共下水道（雨水）区域（赤枠）のうち、浸水が想定される区域
- 3 浸水した場合に想定される水深
別図、公共下水道（雨水）区域（赤枠）のうち、凡例（浸水深）のとおり
- 4 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日